

米海兵隊員による住居侵入事件に対する意見書

去る9月26日未明、本町宮城の民家敷地内に無断で侵入したとして、在沖米軍海兵隊員が住居侵入の疑いで、現行犯逮捕される事件が発生した。

本町においては、平成19年3月に米軍属息子の少年による空気銃発砲事件や去年2月には、米海兵隊員による女子中学生への暴行事件が発生するなど、米軍関係者等による事件や事故が後を絶たない現状に、住民は強い憤りと不安に怯えている。

事件発生場所は、静かな住宅街で近くには小学校があり通学路となっている。一方、米軍関係者の居住する住宅が密集している地域でもあり、常に不安な生活と恐怖心を余儀なくされている状況にある。

本町議会は、事あるごとに米軍当局や関係機関に対し厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、抜本的な解決に至っておらず極めて遺憾である。

今回の事件は、未明に起きた事件であり被害者の恐怖に怯えた心中を察すると、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会では、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 米軍人、軍属の綱紀粛正を徹底すること
- 2 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月30日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当)
沖縄防衛局長